

イタリア
特許規則

1979年6月22日共和国大統領令第338号により改正された1940年2月5日勅令第
244号

1979年8月22日施行

目次

第I部 特許付与手続

第I章 出願人

第1条 出願人

第2条 [削除]

第3条 出願の内容

第4条 添付書類

第5条 明細書及びクレーム

第5条の2 微生物学的発明

第6条 図面

第7条 その他の写し

第8条 委任状

第9条 委任状の使用

第10条 [削除]

第II章 優先権請求の手続

第11条 書類

第12条 翻訳文

第13条 主張

第14条 [削除]

第15条 別途の出願

第16条—第19条 [削除]

第20条 優先権主張の拒絶

第III章 出願の提出

第21条—第24条 [削除]

第II部 特許の付与

第I章 審査及び遵守事項

第25条 出願の取下

第26条 補正

第27条 明細書の完成

第28条—第30条 [削除]

第II章 特許登録と特許

第31条—第32条 [削除]

第33条 特許に合体される文書

第34条 公開手数料

第35条 公報の販売

第36条 無料配布

第III部 手数料，払戻及び支払免除

第37条 支払

第38条 郵便為替による支払

第39条 支払理由の表示

第40条 支払日

第41条 支払の遅滞

第42条 払戻

第43条 ライセンスの提供

第44条 支払免除

第IV部 公益事業者による発明

第I章 守秘義務

第45条—第47条 [削除]

第48条 守秘義務の解除

第49条—第51条 [削除]

第II章 収用

第52条 通知

第53条 収用命令の通知

第54条 収用期間

第55条 利用に限定された収用

第56条 収用の補償金額

第57条 仲裁の裁定

第58条 仲裁費用

第V部 文書の登録

第59条 申請の内容

第60条 添付書類

第61条 注釈

第62条

第63条 注釈を付した写しの返送

第64条 無効及び取消の判決

- 第 65 条 抹消
- 第 66 条 担保権の登録

第 VI 部 執行手続

- 第 67 条 差押令状；その内容
- 第 68 条 差押令状の通知
- 第 69 条 差押令状の登録
- 第 70 条 差し押さえられた特許の販売
- 第 71 条 期限及び公表
- 第 72 条
- 第 73 条 現在及び過去の債権者
- 第 74 条 債権の秩序と利益の配分
- 第 75 条 担保権登録の抹消
- 第 76 条 差押
- 第 77 条 司法当局

第 VII 部 審判及び審判手続

- 第 78 条 審判部の構成
- 第 79 条 審判の申請
- 第 80 条 報告担当者
- 第 81 条 手続
- 第 82 条 審査方法
- 第 83 条
- 第 84 条 審議の有効性
- 第 85 条 審判請求人の出頭
- 第 86 条 聴聞会
- 第 87 条 説明的報告
- 第 88 条 判決の延期
- 第 89 条 判決の通知及び公告
- 第 90 条 協議的機能

第 VIII 部 閲覧及び公告

- 第 91 条 特許登録簿の調査
- 第 92 条 公衆に公開し得る出願
- 第 93 条 複写の作成
- 第 94 条
- 第 95 条 真実性の証書
- 第 96 条 手数料金額及び税額
- 第 97 条 特許公報

第 IX 部 イタリア国領域外に関する規定
第 98 条—第 102 条 [省略]

第 X 部 雑則

第 103 条 捺印証書の様式

第 104 条 [削除]

第 105 条 [省略]

第 106 条 イタリア特許商標庁の機能

第 107 条 [省略]

第 I 部 特許付与手続

第 I 章 一般的出願

第 1 条 出願人

産業上の発明の特許に関する行政的規定を包含する 1939 年 6 月 29 日勅令第 1127 号(以下「特許法」と訳出する。)により、産業上の発明の特許は、それが自然人、企業、協会又は法的主体であるかを問わず、イタリア国民又は外国人によって、並びに複数の自然人が連名で、出願することができる。

出願が企業、協会又は法的主体によってなされるときは、これらの正式名称及び事務所の登録所在地を表示しなければならない。

第 2 条 [削除]

第 3 条 出願の内容

出願は、発明者若しくはその承継人又は代理人が行うものとする。

その内容は、次を含むものとする。

(1) 出願人の姓名、国籍及び住所、代理人によるときも同様とする。願書に表示する住所に変更があった場合は、イタリア特許商標庁に通知すること。

(2) 発明の特徴と範囲を簡潔かつ正確に説明する発明の名称。

発明の識別を目的とする特殊な表示又は標識の保護は、商標法に基づく出願を別途行うことによつてのみ、付与される。

単独の出願で複数の特許を申請したり、複数の発明を包含する単独の特許を申請することはできない。

第 4 条 添付書類

次の書類を出願に添付するものとする。

(1) 発明の明細書

(2) 必要に応じ、発明の図面

(3) 所定の手数料を納付したことを証する書類

(4) 特許に使用される、所定の収入印紙

代理人による出願の場合は、委任状も添付すること

優先権が主張される場合は、第 11 条に規定する書類も添付すること

(5) 発明者掲記書

第 5 条 明細書及びクレーム

特許法第 28 条に規定する事項を含む明細書は、技術的情報を供するためにまとめられた要約を最初に置き、特許の主題を構成する事項を具体的に示す 1 つ以上のクレームを記して終結するべきである。

明細書は、適切な印紙付用紙、又は同じ形式の用紙に適切な手続で消印された収入印紙を貼付したものに、消えないようにはっきりと手書するか、印刷しなければならない。出願は上

記明細書の写しを 3 部添付するが、出願人が保証人となってそれらの写しを認証する。3 部の写しには、出願人又はその代理人が署名をすること。

第 5 条の 2 微生物学的発明

微生物学的方法又はその生産物に関わる特許の出願は、次の場合、特許法第 28 条に述べる意味において説明されたものとみなす。

(1) 微生物の培養が、それらの培養の寄託センターにおいて、遅くとも特許出願日までに寄託されている。

(2) 出願に、微生物に関して出願人が入手可能な情報が記されている。

(3) 出願に、微生物の培養を寄託した認可寄託センター、及び当該寄託の番号と日付を記しており、またイタリア特許商標庁は寄託の受領証の写しを要請する権限を有する。

認可センターとは、欧州での特許取得のため認められている施設、又はイタリアが批准している協定により認められているすべての国際機関をいう。

(3)に規定する情報は、特許出願の日から 2 月以内に提出する。この情報の通知をもって、出願人は、当該特許出願が公開された日以降、微生物が寄託されている寄託センターに要請を行ったあらゆる人物に対して、当該寄託培養を公開することに同意したものとみなされ、またこの同意は取り消すことはできず、無条件のものとする。

上記要請は、次の事項を示し、出願人又は特許権者に宛て通知する。

(1) 要請を行う人の名称及び住所

(2) 出願人又は特許権者の面前で要請者が行う、培養を第三者には提供しないという保証

(3) 培養は、指名された専門家が実験目的にのみ、特許出願が拒絶、取下、期間満了、又は無効、取消となり、出願人又は特許権者に特許法第 90 条の規定に基づく保護を提供できなくなる日までに限定して使用することの、要請者による保証

上記目的で指名される専門家は、要請者が違反を犯した場合には連帯責任を負う。

第 6 条 図面

発明の図面に含まれる図表は、1 つの図に複数の表が含まれる場合でも、順に番号を付さなければならない。図表の番号と、部品を示すために付される文字は、明細書においても再録すること。

図面は、薄いボール紙、画用紙、キャンバスに消えない黒インクで描き、所定の、適法に消印された収入印紙を貼付すること。図面は、21cm×33cm に収める表の形にし、用紙の端に少なくとも 2cm の余裕を残すこと。図面は、出願人が認証した写しを 3 部出願に添付し、各写しに出願人又はその代理人が署名すること。

第 7 条 その他の写し

出願人が明細書又は図面の写しを 1 部のみ提出した場合、残りの 2 部は出願の日から 2 月以内であれば提出することができる。

発明者掲記書及び委任状の提出に関しても、同じ提出期間が認められる。

第 8 条 委任状

特許法第 94 条に規定する委任状は、出願人が署名し、その代理人が連署する。

委任状は、刑法第 485 条が適用される私的契約である。

第 9 条 委任状の使用

包括委任状を提出した代理人は、それ以降その代理人の名でなされる特許出願の際も、当該包括委任状を援用することができる。

第 10 条 [削除]

第 II 章 優先権請求の手続

第 11 条 書類

有効な国際協定に基づいてなされた出願に関して優先権が主張される場合は、その出願には、出願人の名称、対象となる発明の名称、明細書及び図面及びその出願日を示す書類を添付すること。

出願が承継されたものである場合は、原出願人の承継人又は権利承継人であることの証明を提出しなければならない。

第 12 条 翻訳文

前条に規定する書類には、イタリア語への翻訳文を添付し、数量については元来の表示方法によって記述したものに加え、それらのメートル法単位への換算値を記すこと。

イタリア特許商標庁は、イタリア国内の機関による翻訳文の確認と認証を要請する権利を有する。

証明書は工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国の官庁の長官又は代表者が翻訳し発行した証明書と同様に認証が免除され、代わりにそれが発行された当局の公式印又は証明を有する公式刊行物を提出してもよい。

出願人は、上記の翻訳文と原文が正確に整合することに対し責任を有する。

優先権を証明するために作成された文書と対応する翻訳文には、現行の規定により印紙が課される。

第 13 条 主張

優先権の主張は、現行の国際協定に基づく加盟国で最先の出願とみなされる特許出願を基礎としてなすものとする。

第 14 条 [削除]

第 15 条 別途の出願

同じ発明の異なる部分に関して、異なる日付で個別出願がなされている場合、優先権の主張は単一出願で行うことができるが、ただし発明に単一性があることを条件とする。

単独の出願により複数の出願に対して優先権を主張する場合で、かつ前段落に述べる単一性が存在しないときは、特許法第 29 条の規定が、個別の新しい出願にも適用される。

第 16 条—第 19 条 [削除]

第 20 条 優先権主張の拒絶

特許出願に際し、出願人が外国での先の特許出願に関して優先権を主張していないならば、イタリア国内における当該出願日から 2 月以内にその主張を行うことができる。

何れの場合も、当該請求はパリ条約第 4 条に規定するとおり、12 月以内になされなければならない。

第 11 条第 1 段落に規定する文書を、規定の様式で特許出願日から 6 月以内に提出しない場合は、当該特許は優先権の主張なしで交付される。

現行の国際協定の規約によりなされた優先権の主張が拒絶された場合は、特許にはその拒絶について記載するものとする。

第 III 章 出願の提出

第 21 条—第 24 条 [削除]

第 II 部 特許の付与

第 I 章 審査及び遵守事項

第 25 条 出願の取下

出願人は、いつでも出願を取り下げることができるが、ただしその要請が審査期間中、十分余裕をもってイタリア特許商標庁になされ、また如何なる場合でもイタリア特許商標庁が特許の付与の可否を決定する以前になされることを条件とする。

第 26 条 補正

出願人は、原出願を補正したり、新規の実施例を追加するなどして完成したり、明細書、クレームや図面の短縮・省略も、明細書のその箇所や図面の補正箇所に注を付して、また出願人又は代理人の署名をも付して行う権利を有するが、ただしそれが審査期間中十分な余裕をもってなされ、また如何なる場合もイタリア特許商標庁、又は審判がなされているときには審判部が、特許付与の可否を決定する前になされることを条件とする。

イタリア特許商標庁は、原出願に関する文書を保管し、補正の日付を通知し、また必要な注意事項をすべて守るものとする。

第 27 条 明細書の完成

イタリア特許商標庁からの要請により、出願人は発明の明細書の理解に必要な関連図面やその他の新規の図面を提出し、文書を完全なものとする。

第 28 条—第 30 条 [削除]

第 II 章 特許登録と特許

第 31 条—第 32 条 [削除]

第 33 条 特許に合体される文書

発明の明細書及び図面の写しが 1 部、特許付与証書に合体されるものとする。

第 34 条 公開手数料

1939 年 6 月 29 日勅令第 1127 号に添付の表 A に述べる、明細書の公開に対する手数料支払のため、当該文書の書面は印紙法に規定する条件に適合しなければならない。上記の目的のため、図面は 21cm×33cm の寸法を有する紙面に記載しなければならない。

第 35 条 公報の販売

各特許の明細書と図面を掲載した公報は、特許法第 38 条に従い印刷され、産業通商工芸省が販売する。

その価格は、産業通商工芸省が大蔵大臣と共に公布する命令により設定する。

第 36 条 無料配布

印刷済特許公報は、産業通商工芸省の各地方事務局、又はその発明が有用であろうと思われる地方事務局、及び産業通商工芸省が作成するリストにある団体にのみ、無料で送付される。他の国の特許庁にも、それを交換で送付するものとする。

第 III 部 手数料，払戻及び支払免除

第 37 条 支払

収入印紙の場合を除き，所定の手数料は政府関連手数料及び交付用の特殊様式(様式 1/H)の郵便為替により，登録局行政官宛で支払うものとする。

郵便為替はローマの登録局行政官宛に発行し，その預入が規定されている場合を除き，発行から 5 日以内にイタリア特許商標庁まで書留郵便で送付されるものとする。

第 38 条 郵便為替による支払

支払は，第 40 条第 3 段落の規定が適用される，通常の郵便為替か，イタリア特許商標庁産業通商工芸省宛の電信為替により行うことができる。送付人は，通常の郵便為替がイタリア特許商標庁まで書留郵便で郵送されることを確実にする。産業通商工芸省は，ローマ登録局行政官に代わり，電信及び通常の為替の裏書を行う。

第 39 条 支払理由の表示

郵便為替には，それが様式 1/H によるものか通常のものかを問わず，支払理由を明記すること。年金の支払の場合は，特許番号，特許権者の名称，発明の名称を，必要な場合は省略形で，並びに年金支払金額を表示すること。また，送付人の署名及び住所も記載すること。支払が電信為替による場合，上記の事項を電信すること。

第 40 条 支払日

第 37 条及び第 39 条の規定を順守した場合，様式 1/H の郵便為替による支払は，それが発行された日付に有効となるものとする。

第 39 条の規定を順守した場合，電信為替による支払についても，同様とする。

ただし，通常の郵便為替による支払については，第 38 条及び第 39 条を遵守した場合，イタリア特許商標庁が為替を受領した日に有効となるものとする。

第 41 条 支払の遅滞

明らかな過誤その他の許し得る理由により不完全に，又は不正確に支払われた年金に対する最終の，又は遅れた支払要請に対しては，第 2 条に記す事務局にて支払うか，又はイタリア特許商標庁宛の書留郵便で直接送付することができる。

上記要請は，支払又は書留郵便送付の日付をもって有効となり，また手数料金額及び所定の付加税額に相当する様式 1/H の為替を伴うものとする。

第 42 条 払戻

該当する場合，手数料の払戻は産業通商工芸省が承認するものとする。

そのような承認は，取消不可能な拒絶の措置がなされたり，審判が認められた特許申請に関しては，職権上の資格において与えられる。その他の場合には，払戻はその権利のある人物により，適切な印紙付用紙を用いて，産業通商工芸省宛要請が書面でなされた場合に実施されるものとする。

払戻については特許登録簿に記載し，もしそれが取下又は拒絶された出願に関してなされた

ものであるならば、出願登録簿に記載するものとする。

第 43 条 ライセンスの提供

特許法第 50 条の規定に基づき、特許出願より後、かつ特許の付与前にライセンスが公衆に提供された場合は、減額は当初 3 年間経過後の年金に対して適用されるものとする。出願時に提供がなされた場合は、減額は当初 3 年間の年金に対しても適用されるものとする。その他の場合は、減額は提供がなされた時点以降の年金に対して適用されるものとする。

第 44 条 支払免除

産業上の発明の特許出願人で、特許法第 51 条の規定による、公開手数料の支払免除や年金支払の一時猶予の利益を受けようとする者は、出願に自身が直接的にも納税者リストを通して、年間 20,000 リラ以上の所得税は支払っていないことを証する書類を添付すること。

第 IV 部 公益事業者による発明

第 I 章 守秘義務

第 45 条—第 47 条 [削除]

第 48 条 守秘義務の解除

関連する省が、特許付与延長の要請を行った後、収用手続きを進める意図のない場合、その旨イタリア特許商標庁に連絡するものとする。イタリア特許商標庁は、それを利害関係人に通知する。これらの通知がなされた後、守秘義務は解除され、通常の特許付与手続きを続けるものとする。

第 49 条—第 51 条 [削除]

第 II 章 収用

第 52 条 通知

関連する省が特許法第 61 条に基づき、収用又は発明の利用に関して命令を執行しようとする場合、当該省庁は、その旨特許出願人に、書留郵便の書面により通知するものとする。イタリア特許商標庁にも同様の通知を行う。

第 53 条 収用命令の通知

関連する省は、収用又は発明の利用に関する命令の写しを 1 部、所定の様式でイタリア特許商標庁に送付し、利害関係人にも通知する。

その後、収用された権利は関係行政組織に移転され、その組織は発明を実施する権利と、特許の効力を維持するため、所定の年金を支払う責任を有することとする。

公告が侵害の原因となり得る場合を除き、イタリア特許商標庁は収用及び発明の利用に関する命令、及びその後の修正や取下に関する命令を公報に公告し、特許登録簿、又は特許が未だ付与されていないときには出願登録簿に記載する。

第 54 条 収用期間

特許法第 60 条第 2 段落に述べる意味での、発明の利用に限定された収用命令は、利用の期間について記載するものとするが、この期間は、特許の 20 年間の有効期間内の範囲で延長が可能である。

第 55 条 利用に限定された収用

収用が発明の利用に限定されており、かつ公告が侵害の原因とならない場合は、特許付与及び発明の公告は、通常の手続に従うものとする。

第 56 条 収用の補償金額

国防に係わる特許の収用に対する補償金額について合意に達しないときは、被収用者は収用

命令通知の日から 180 日以内に、特許法第 63 条の規定に従って仲裁手続を要請することができるが、これは法定職員から収用を行う省庁に通知される訴訟の形をとるものとする。前段落に述べる通知から 30 日以内に、単独の仲裁人の指名について合意に達しないときは、被収用当事者は上記と同様の手続で、自身の選定した仲裁人を通知するものとする。それに続く 30 日間以内に、当該省庁はその選定仲裁人を指名する。第 3 の仲裁人について、後者の指名から 30 日以内に合意に達しないときは、産業通商工芸大臣は仲裁を要請した当事者からの要請により、当該第 3 の仲裁人を指名する。

第 57 条 仲裁の裁定

単独の仲裁人又は仲裁委員会は、当事者たちが自身の住所を選定する仲裁の地を定め、また仲裁手続及び機能について民事訴訟法に基づいて規定する。審査方法に関しては、当事者間で合意が得られない場合でも法令により採用されるものとし、それは職権により実施される。仲裁委員会が裁定を行う場合、審査方法の実施はその中のただ 1 人の委員に委託され、この委員は審査の実施方法について定めるものとする。

仲裁手続に関する事項のうち、特許法第 63 条以下にも本規則にも規定されていない事項については、民事訴訟法の互譲に関する規定が適用される。

第 58 条 仲裁費用

裁定には、仲裁費用、仲裁人への謝礼、及び弁護に係わる謝礼の費用と支払うべき人について、並びに関連費用の負担割当てについて、民事訴訟法に従い記載するものとする。

補償金額が最初に行政省庁が提示した額と同等又はそれより低くなった場合は、上記諸費用は被収用者が負担する。

第V部 文書の登録

第59条 申請の内容

特許法第66条に基づき、文書又は判決の登録を申請する場合は、収入印紙に関する規定に従い、申請を2部提出するものとする。

申請には次の事項を記載する。

- (1) 申請人、及び該当する場合はその代理人の、姓名及び住所
- (2) 特許権者の姓名及び住所、並びに特許の番号と日付の表示
- (3) [削除]
- (4) 登録を希望する文書の目的の表示

第60条 添付書類

前条に規定する登録の申請の際は、次を添付するものとする。

- (1) 登録について規制する法令に従い、登録されるべき法的文書
 - (2) 第37条に規定する、所定の形式での支払を証する郵便為替
- (1)に述べる書類がイタリア語以外の言語によるときは、イタリア当局が証明、認証したイタリア語への翻訳文を添付すること
- 代理人が存在する場合、適切な様式の委任状も添付すること

第61条 注釈

各登録に関し、特許登録官は次を表示するものとする。

- (1) そのまま登録の日付となる、申請の日付
- (2) 権利承継人の姓名及び住所、又は企業又は法的主体の場合には公式名及び事務所の登録所在地、そして該当する場合には、代理人の姓名及び住所
- (3) 登録が関連する権利の性質

第62条

特許法第66条に規定する文書及び判決であって、出願されたが未だ付与されていない特許に係わるものは、出願登録簿に登録されるものとする。ただし、特許付与後は、直ちに特許登録簿に記載すること。

第63条 注釈を付した写しの返送

イタリア特許商標庁は、なされた登録の宣言書と共に、申請の写しを出願人に返送するものとする。

登録のため提出された文書及び判決は、イタリア特許商標庁が保管する。

第64条 無効及び取消の判決

特許法第80条最終段落に従いイタリア特許商標庁に送られた、特許の無効又は取消を宣言する判決は、特許登録簿に登録され、その登録について公報に公告するものとする。

第 65 条 抹消

登録の抹消を要請するときは、登録を申請したときと同一の様式及び手続で行うものとする。抹消は、余白にそれを記すことにより、実施される。

第 66 条 担保権の登録

担保権の登録に必要な金額をイタリア通貨に換算する必要があるときは、担保権が付与された日の為替レートに基づいて換算するものとする。

第 VI 部 執行手続

第 67 条 差押令状 ; その内容

産業上の発明の特許の差押は，法定職員を通じて債務者に通知されるものとする。
差押令状には次を記載する。

- (1) 特許の差押の宣言であって，当該特許を識別するための，特許登録簿のそれと同一の参照番号を記載したもの
- (2) 決議の日付及び実施のための措置がなされた日付
- (3) 執行の対象となる金額
- (4) 債権者及び債務者の姓名及び住所又は居住の地
- (5) 法定職員の姓名

通知の日から，債務者は，将来的な利益に関するものを含め，特許の差押の結果生ずる義務を負うものとする。

通知の日以降に特許の利用により蓄積した利益は，販売により発生する利益として蓄積され，その後の配分の対象となるものとする。

第 68 条 差押令状の通知

差押令状の通知は，民事訴訟法の令状発送に関する規定により規制される。

差押令状を送付される人が，イタリア国内に住所，居住の地又は選定した住所を有していない場合，令状はイタリア特許商標庁に送付される。

後者の場合，令状の写しをイタリア特許商標庁の掲示板に掲示し，公報に公告するものとする。

第 69 条 差押令状の登録

差押令状は，それが無効とならない限り，通知の日から 8 日以内に登録されるものとする。

特許の差押令状が登録され，効力を維持している限り，その後に登録された差押は，販売価格に対する反論を，その価格が以前の債権者に通知されている場合には禁止するものとする。

第 70 条 差し押さえられた特許の販売

差押特許の販売及び裁定は，適用可能な民事訴訟法の対応する規定により規制され，更に本規則の特定の規定が適用される。

第 71 条 期限及び公表

特許は，差押の後，少なくとも 30 日間は販売することができない。

販売の日を定める命令の日付と，実際の販売の間には，20 日の期間をおくものとする。

行政長官は，特許の販売及び裁定の各ケースについて，適切とみなす様式を使用して，必要な場合は民事訴訟法の規定を退けて，販売の通知を公表するものとする。

行政長官は，上記の通知を特許公報に公表するだけでなく，産業通商工芸省の地方事務局やイタリア特許商標庁の掲示板に掲示することを決定してもよい。

第 72 条

裁定の公式報告には、当該特許に関する基本情報を、特許登録簿を参照の上、記載するものとする。

第 73 条 現在及び過去の債権者

産業上の発明の特許が強制的に販売される場合、現在の債権者は、販売の少なくとも 10 日前までに、特許法第 66 条に基づき登録された担保権の債権者に、差押令状及び販売の日付を定める命令について通知するものとする。

後者の債権者は、特許法第 75 条に従い、当該販売から 15 日以内に、自身の参加要請を証明書類と共に、司法当局の職員に提出するものとする。

利害関係人は誰でも、上記要請や書類を閲覧することができる。

第 74 条 債権の秩序と利益の配分

前条第 2 段落に規定される 15 日間の期間の後、行政長官は、当事者からの要請により、販売売上高及びその他の利益の秩序及び配分について自身が提案を行う、聴聞会の日付を設定するものとする。

前条の規定を順守したにも拘らず、売上高及び利益の配分について当事者間で合意に達しないときは、行政長官は聴聞会の席で、民事訴訟法に定める動産の差押規定に従って債権者の間の秩序及び売上高と利益の配分について決定する。この行政長官が懸案である金額に関して権限を有していない場合は、当事者たちを留め、民事裁判所による聴聞会に送るものとする。

未払の臨時又は制限付債権については、民法の規定に従い支払義務が生ずるものとする。

第 75 条 担保権登録の抹消

特許を取得する裁定を得た人は、裁定の写しを規定の額の支払を証する事務官発行の証書と共にイタリア特許商標庁に提出することにより、当該特許の担保権登録の抹消を実現する権利を有するが、このとき、第 65 条の登録抹消に係わる規定をも考慮するものとする。

第 76 条 差押

産業上の発明の特許は、それが付与手続の途中であっても差し押さえられる場合がある。

前数条に定める強制執行に関する規定は、差押手続に対しても適用され、また、民事訴訟法に定める差押規定に関しても、それが上述の各条と矛盾しない限りは、同様とする。

第 77 条 司法当局

強制執行及び特許の差押に関する紛争は、特許法第 75 条に従い、国内の所轄司法当局が取り扱うものとする。

第 VII 部 審判及び審判手続

第 78 条 審判部の構成

特許法第 71 条に規定する審判部は、当該審判部を設置する命令、又は個別の命令においてその構成員が指名される事務局が補佐する。

上記事務局の構成員は、イタリア特許商標庁の管理職以外の行政事務官の中から選出されるものとする。

第 79 条 審判の申請

特許法に規定する審判は、第 2 条に列挙する事務局に提出するか、イタリア特許商標庁の審判部宛へ直接書留郵便にて送付するものとする。

審判の原本には印紙を添付しない用紙に作成した写しを 3 部添付するものとする。ただし、審判部の事務局は、関係当事人に更に写しを提出するよう、要求する権利を有する。

第 80 条 報告者

審判部長は、各審判毎に報告者を任命し、また技術的問題の場合には、提携する技術専門家の中から選定する補助報告者を 1 名又は 2 名以上、任命することもできる。

第 81 条 手続

特許法第 35 条第 2 段落及び第 39 条に規定する場合には、写しは審判部の事務局を通して、書留郵便で他の当事者に送付するものとする。

審判部長又はその指名による報告者は、他の当事者が覚書及び回答書を提出し、関連文書を出願するまでの期限を定めるが、これは如何なる場合でも 90 日を超えない期限とする。

これらの文書を提出及び発送するときは、本条及び前数条の規定を順守すること。

第 82 条 審査方法

前条に規定する期限の満了後、審判部はそれが相応しいと考える審査方法を決定し、実行方法についても定める。

審査期間中、審判部長及びその指名による報告者は、不明点を明らかにするため当事者たちに連絡を取る。

第 83 条

審査期間終了後、又は審査が必要ないときには、審判部長は審判部において審判を審議する日程を定めるものとする。

第 84 条 審議の有効性

審判部における審議は、審議における評決権を有する構成員のうち過半数が出席している場合にのみ、有効となるものとする。

イタリア特許商標庁長官又はその指名によるイタリア特許商標庁職員が審議に在席し、審判部が必要とする文書や情報を提供するものとする。

第 85 条 審判請求人の出頭

審判請求人は、自身の審判、審議の日より充分余裕をもって、少なくとも 3 日前に要請することにより、審判の理由を口頭で述べる権利を得るが、ただし審判部事務局が適切な時期までに当該審判請求人に通知する審議の日時に出頭することを条件とする。

審判請求人は、このとき弁護士又は技術専門家が援助することができる。

第 86 条 聴聞会

審議の開始後、報告担当人は審判について報告するものとする。

各当事者又はその代理人が説明を行い、もし審判部の構成員からの要請があった場合は、イタリア特許商標庁長官又はその指名による特許イタリア商標庁職員が要請された文書及び情報を提供するものとする。

第 87 条 説明報告

利害関係人は誰でも、審判審議終了までに審判部に説明報告書を提出することができる。

審議中に、判決に影響を及ぼす可能性のある新事実が明らかとなった場合は、各当事者に通知するものとする。

第 88 条 判決の延期

審判部は、相応しい審査方法を決定する権利を有するものとする。

更に、審判部は判決又は審査について次回の審議までの延期を命令する権利を有するものとする。

第 89 条 判決の通知及び公告

審判部は、審判請求人が退場したら直ちに判決を行うものとする。

報告担当者又は審判部の他の構成員が判決文の作成に責任を有するものとする。

審判部の事務局は、判決を各利害関係人、又は該当する場合はその代理人に通知するものとする。審決の本論部分は特許公報に公告するものとするが、審判部は、判決全文の公告について、当該審決が一般原則に関するものであり、公告が何れの権利を害さないものであるときは、当該公告に審決の全文を公告するよう命じることができる。

審判請求人は、収入印紙代金及び事務手数料を支払うことにより、審決の写しを入手することができる。

第 90 条 協議的機能

産業通商工芸大臣は、産業上の発明の特許に関する一般原則についての論点、その他の関連事項についての質問を審判部に提出し、その意見を求めることができる。

審判部長は、特許法第 71 条に述べるもの以外にも、技術的専門家を審尋することができる。

第 VIII 部 閲覧及び公告

第 91 条 特許登録簿の調査

特許法第 37 条に規定するとおり、イタリア特許商標庁長官は、所定の印紙付用紙による請求書の提出及びイタリア特許商標庁に対し調査手数料を支払うことを条件に、公衆による特許登録簿の閲覧を許可することができる。

公衆はまた、同じ方法で、上記の請求を行い所定の手数料を支払うことを条件に、特許出願登録簿を閲覧することができる。

第 92 条 公衆に公開し得る出願

特許法第 4 条に定める期限の満了後、イタリア特許商標庁は出願又は特許に添付する明細書及び図面の写しを 1 部、閲覧用に無料で公衆に公開するものとする。

公衆はまた、同じ方法で、先行する出願に対する優先権申請に添付する特許に関わる明細書及び図面を閲覧することもできる。

第 93 条 複写の作成

イタリア特許商標庁長官は、所定の印紙付用紙にて請求を行う者には誰でも、出願、明細書及び図面、並びに一般に公開されているその他の文書の複写を許可することができるが、ただし、公衆が入手できる複写による破損や劣化を防ぐために必要とみなす措置を課すものとする。

公衆に入手できる同一性の証明書の複写を要請した場合は、所定の収入印紙を貼付するものとする。

ただし、産業通商工芸省は、上記捺印証書及び文書の、写真製版を含む複写又は複製についてはイタリア特許商標庁の独占的業務とし、更に事務手数料の支払を条件とするよう規定できる。

第 94 条

特許登録簿の複写及び抜粋、他の登録簿からの抜粋に関する証書、並びに特許の元本の複製は、所定の印紙付用紙に複写又は抜粋の対象となる特許番号を記したものをういて要請があるときに、イタリア特許商標庁の独占的業務とし、特許法に添付の表 A に示す手数料に加え、イタリア特許商標庁宛の事務的経費の支払を条件とするよう規定できる。

収入印紙に関する規定は、上記の複写や抜粋、並びに特許の証書や複製に適用するものとする。

第 95 条 真実性の証書

特許法第 96 条に規定する、複写の認証は、上記勅令に添付の表 A に示す手数料の他、印紙付用紙 1 葉及び図面 1 葉ごとに、イタリア特許商標庁宛の事務的経費の支払が課されるものとする。

第 96 条 手数料金額及び税額

本規則に規定する手数料及び税金については、産業通商工芸大臣が大蔵大臣と合意した命令

によって定める。

イタリア特許商標庁が作成する複写や写真製版の手数料についても、同様に規定するものとする。

第 97 条 特許公報

付与された特許は発明の種類により分類され、また、新たになされた登録も、少なくとも月に 1 回発行される発明、実用新案及び商標の特許公報にて公告するものとする。

公告事項は各々、特許及び登録出願に記載する基本的事項とする。

更に、公報には特許により保護される発明の分類別索引、付与された特許の特許権者のアルファベット順索引、及び明細書の概要も公告することができる。

上記の公報は、第 36 条に規定する無料配布の対象となるものとする。

第 IX 部 イタリア国領域外に関する規定

第 98 条—第 102 条 [省略]

第 X 部 雑則

第 103 条 捺印証書の様式

産業通商工芸大臣は、産業上の発明の特許に関して作成する出願やその他の文書が従うべき様式を、命令によって定める権利を有するものとする。

前段落に規定する様式に適合しない出願その他の文書の場合、利害関係人は、当該出願又は書類を適切に完成又は明確化させる義務を有するものとする。

第 104 条 [削除]

第 105 条 [省略]

第 106 条 イタリア特許商標庁の機能

他に規定のない限り、1884年10月23日勅令第2730号及び1914年5月8日省令のイタリア特許商標庁と公衆の関係についての規定は、特許法又は本規則の規定と矛盾を生じない限り、効力を維持するものとする。

第96条に規定する省令が存在しない場合、複写の作成及び写真製版に対する事務的費用及び手数料についての現行の規定が、効力を維持するものとする。

第 107 条 [省略]